

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条 第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条 第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第一百三十三条 第二百十条の六）</p> <p>第六章 審判（第二百一条 第七十条）</p> <p>第七章 再審（第七十一条 第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条 第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条 四条の三 第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条 第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、第二百一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条 第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条 第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第一百三十三条 第二百十条の六）</p> <p>第六章 審判（第二百一条 第七十条）</p> <p>第七章 再審（第七十一条 第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条 第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条 四条の三 第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条 第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第二百一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。</p>

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条 (4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2) の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日、第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。) に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条 C (4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2) の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日、第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

のいずれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けようとする発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 } 3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十二条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意

のいずれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

4 特許出願に係る発明について第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願に係る発明が第一項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 } 3 (略)

第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から七年を経過した後(その意

匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3) 4 (略)

5 第四十四条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2) 4 (略)

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2) 3 (略)

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)

(に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合)

匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3) 4 (略)

5 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から七年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2) 4 (略)

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

2) 3 (略)

- 三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されてないものである場合
- 2 出願公開の請求は、取り下げることができない。

第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

(出願公開の効果等)
第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一条及び第四百四条から第五百条の二まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

(存続期間)

第六十七条 (略)

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一条、第四百条及び第五百条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

(存続期間)

第六十七条 (略)

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できなかったときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 (略)

一 (略)

三 延長を求める期間(五年以下の期間に限る。)

四 (略)

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。

4 (略)

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間

の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三 (略)

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 (略)

一 (略)

三 延長を求める期間(二年以上五年以下の期間に限る。)

四 (略)

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。

4 (略)

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三 (略)

一、二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一、二 (略)

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

四 (略)

五 (略)

六 (略)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第三百三十一条第一項及び第二項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条(第六号を除く。)、第四百十条から第四百四十四条まで、第

百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第四百四十五条第二項から第五項まで、第四百四十六条、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百五十条第一項から第五項まで、第四百五十一条から第四百五十四条まで、第四百五十五条第一項、第四百五十七条並

びに第四百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決

とあるのは「決定」と、第四百四十五条第二項中「前項に規定

一、二 (略)

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四 (略)

五 (略)

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 (略)

3 前項の査定があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一、二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第百五十一条中「第百四十七条」とあるのは「第百四十七条第一項及び第二項」と、第百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第百三十五条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第二項並びに第百三十八条の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(具体的態様の明示義務)

第百四条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうか

(書類の提出)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

かの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(損害計算のための鑑定)

第一百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第一百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(特許料)

第七七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年一万三千円に一請求項につき千百円を

(特許料)

第七七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を

第三年まで	加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円 を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき三千二百 円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四 百円を加えた額

25 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第九九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 一 その特許発明の発明者又はその相続人
- 二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(審判書記官)

第十六条の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第三年まで	を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき二千百円 を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき四千二百 円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき八千四 百円を加えた額

25 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第九九条 特許庁長官は、第七七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者がその特許発明の発明者又はその相続人である場合において貧困により特許料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(意見書の提出等)

第二百二十条の四 (略)

2 (略)

3 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百十八条、第三十一条、第三十二条第三項及び第四項並びに第六十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第二百二十条の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

(答弁書の提出等)

第二百三十四条 (略)

2 4 (略)

5 第二百二十六条第二項から第五項まで、第二百二十七条、第二百十八条、第三十一条、第三十二条第三項及び第四項並びに第六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「第二百二十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第二百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

(審判書記官)

第二百四十四条の二 特許庁長官は、各審判事件(第六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。)について審判書記官を指定しなければならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審

(意見書の提出等)

第二百二十条の四 (略)

2 (略)

3 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百十八条、第三十一条、第三十二条第三項及び第四項並びに第六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(答弁書の提出等)

第二百三十四条 (略)

2 4 (略)

5 第二百二十六条第二項から第五項まで、第二百二十七条、第二百十八条、第三十一条、第三十二条第三項及び第四項並びに第六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

判に關与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4 審判書記官は、審判事件に關し、調書の作成及び送達に關する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。

5 第三百二十九条（第六号を除く。）及び第四百十条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に關与することができない。

（調書）

第四百七条 第四百五条第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に關して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

3 民事訴訟法第六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（証拠調及び証拠保全）

第五百十条（略）

2 3（略）

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に關与すべき審判官及び審判書記官を指定する。

5 6（略）

第五百九条（略）

2（略）

3 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、第二百一十一

（調書）

第四百七条 第四百五条第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2 民事訴訟法第六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調及び証拠保全）

第五百十条（略）

2 3（略）

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に關与すべき審判官を指定する。

5 6（略）

第五百九条（略）

2（略）

3 第五十一条の規定は、第二百一十一条第一項の審判の請求を理

条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

第百六十八条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、出願審査の請求の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2
7 (略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告を

由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

第百六十八条 (略)

2 (略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2
7 (略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合に

しない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 (略)

(補正の特例)

2 第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内(第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後通商産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第百

その実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 (略)

(補正の特例)

2 第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 国際特許出願に係る発明について第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同条第一項又は第三項に規定する発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後通商産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第百

三条まで、第二百五条、第一百六条、第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第九十九条（送達）の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第九十九条中「裁判所書記官」とあるのは、「特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは、「郵便」と、同法第一百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは、「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と読み替えるものとする。

（出願審査の請求の手数料の減免）

第九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

（偽証等の罪）

第九十九条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

三条まで、第二百五条、第一百六条、第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第九十九条（送達）の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第九十九条中「裁判所書記官」とあるのは、「特許庁長官の指定する職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは、「郵便」と、同法第一百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは、「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員」と読み替えるものとする。

（出願審査の請求の手数料の減免）

第九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者がその特許出願に係る発明の発明者又はその相続人である場合において、貧困により前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付する資力がなからずと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

（偽証等の罪）

第九十九条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の特許異議の申立てについての決定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第二百一条 (略)

一 (略)

二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑

(過料)

第二百二条 第五十一条(第七十一条第三項、第十九条(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)
において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百一条 (略)

一 (略)

二 第九十七条又は第九十八条 各本条の罰金刑

(過料)

第二百二条 第五十一条(第十九条(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)
において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（実用新案登録の要件）</p> <p>第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。</p> <p>一 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた考案</p> <p>二 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた考案</p> <p>三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された考案又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案</p> <p>2（略）</p> <p>（出願の変更）</p> <p>第十条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。</p> <p>9 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。</p> <p>（特許法の準用）</p>	<p>（実用新案登録の要件）</p> <p>第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。</p> <p>一 実用新案登録出願前に日本国内において公然知られた考案</p> <p>二 実用新案登録出願前に日本国内において公然実施をされた考案</p> <p>三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された考案</p> <p>2（略）</p> <p>（出願の変更）</p> <p>第十条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>（特許法の準用）</p>

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

（特許法の準用）

第三十条 特許法第一百四条の二から第一百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごと、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき七百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千四百円を加えた額

2/5 (略)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条、第七十一条（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

（特許法の準用）

第三十条 特許法第一百五条（書類の提出）及び第一百六条（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごと、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円に一請求項につき九百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万五千円に一請求項につき千八百円を加えた額

2/5 (略)

(登録料の減免又は猶予)

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(登録料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 3 (略)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第一百条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料について準用する。

(訴訟との関係)

(登録料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、前条第二項に規定する期間又は第三十六条において準用する特許法第九十九条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 3 (略)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十六条において準用する特許法第九十九条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第九十九条(特許料の減免又は猶予)及び第一百条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料について準用する。

(訴訟との関係)

第四十条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

(手数料)

第五十四条 (略)

2 8 (略)

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がなくと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

(偽証等の罪)

第五十九条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第六十一条 (略)

一 (略)

二 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑

第四十条 (略)

2 (略)

9 特許法第九十五条の二(出願審査の請求の手数料の減免)の規定は、実用新案技術評価の請求の手数料に準用する。

(手数料)

第五十四条 (略)

2 8 (略)

(偽証等の罪)

第五十九条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第六十一条 (略)

一 (略)

二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑

(過料)

第六十二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(過料)

第六十二条 第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（意匠登録の要件）</p> <p>第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意匠の新規性の喪失の例外）</p> <p>第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しな</p>	<p>（意匠登録の要件）</p> <p>第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意匠の新規性の喪失の例外）</p> <p>第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。</p> <p>3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p>

ればならない。

(意匠登録出願の分割)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第十五條第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

(出願の変更)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十五条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(特許法の準用)

(意匠登録出願の分割)

第十条の二 (略)

2 (略)

(出願の変更)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 第十条の二第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十五条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第一百四条の二から第一百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

（偽証等の罪）

第七十二条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第七十四条（略）

一（略）
二 第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑

（過料）

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第四十一条 特許法第五十条（書類の提出）及び第一百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

（偽証等の罪）

第七十二条（略）

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第七十四条（略）

一（略）
二 第七十条又は第七十一条 各本条の罰金刑

（過料）

第七十五条 第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条の二）

第三章 審査（第十四条 第十七条の二）

第四章 商標権

第一節 商標権（第十八条 第三十五条）

第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）

第三節 登録料（第四十条 第四十三条）

第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）

第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）

第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）

第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）

第八章 雑則（第六十八条の二 第七十七条の二）

第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

第十條（略）
（商標登録出願の分割）

2（略）

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

現行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条）

第三章 審査（第十四条 第十七条の二）

第四章 商標権

第一節 商標権（第十八条 第三十五条）

第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）

第三節 登録料（第四十条 第四十三条）

第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）

第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）

第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）

第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）

第八章 雑則（第六十八条の二 第七十七条の二）

第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

第十條（略）
（商標登録出願の分割）

2（略）

(出願の変更)

第十一条 (略)

2 4 (略)

5 前条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

第十二条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに前条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(出願公開)

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項において同じ。)

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又

(出願の変更)

第十一条 (略)

2 4 (略)

5 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

第十二条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び前条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第五十五条、第五十五条の二及び第六十六条並びに民法第七百九十二条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。

（商標権の設定の登録）

第十八条（略）

2 （略）

3 （略）

一、二（略）

三 願書に記載した商標

四、六（略）

（商標権の設定の登録）

第十八条（略）

2 （略）

3 （略）

一、二（略）

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。）

四、六（略）

4 5 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十八条の二 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定を嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)及び第百四条の二から第百六条まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 6 (略)

(審判書記官)

第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する

4 5 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)、第百五条(書類の提出)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下この条、第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 6 (略)

(出願の変更)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第九条の二から第十条まで、第十二条の二、第十三条第一項並びに第十三条の二の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で

四 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号

定める商品及び役務の区分

と、第五条の二第一項中「四 指

定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは「四 指

定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは

五 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六

(出願の変更)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第十一条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第九条の二から第十条まで並びに第十三条第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは「三 指定商品又は指定役

四 防護標章登録出願に

務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

と

係る商標登録の登録番号

、第五条の二第一項中「四 指定商品又は指定役務の記載がな

いとき。」とあるのは「四 指定商品又は指定役務の記載がな

いとき。」とあるのは

五 防護標章登録出願に係る商標登録

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

の登録番号の記載がないとき。」と読み替えるものとする。

3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4 5 (略)

(手続の補正)

第六十八条の二 (略)

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第三百二十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一

3 第十八条、第二十六条から第二十八条まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4 5 (略)

(手続の補正)

第六十八条の二 (略)

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第三百二十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第一号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一

条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八條第三項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2 } 3 (略)

(商標原簿への登録)

第七十一条 (略)

一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限

二 } 四 (略)

2 } 3 (略)

(商標公報)

第七十五条 (略)

2 (略)

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定

役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登

録を受けようとする標章についてした補正

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

(偽証等の罪)

第八十一条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は登

条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八條第二項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2 } 3 (略)

(商標原簿への登録)

第七十一条 (略)

一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 } 四 (略)

2 } 3 (略)

(商標公報)

第七十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(偽証等の罪)

第八十一条 (略)

2 前項の罪を犯した者が事件の登録異議の申立てについての決

録異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第八十二条 (略)

一 (略)

二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)
第四十三条の八(第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。)
若しくは第五十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)
において、第六十一条(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する同法第七十四条第三項において、第六十二条第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第八十二条 (略)

一 (略)

二 第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

(過料)

第八十三条 第四十三条の八(第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。)
若しくは第五十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)
において、第六十一条(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する特許法第百七十四条第三項において、第六十二条第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)
において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

改正案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条の二）

第三章 審査（第十四条 第十七条の二）

第四章 商標権

第一節 商標権（第十八条 第三十五条）

第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）

第三節 登録料（第四十条 第四十三条）

第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）

第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）

第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）

第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願（第六十八条の二 第六十八条の八）

第二節 国際商標登録出願に係る特例（第六十八条の九 第六十八条の三十一）

第三節 商標登録出願等の特例（第六十八条の三十二 第六十八条の三十九）

第八章 雑則（第六十八条の四十 第七十七条の二）

第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

（商標登録の査定）

第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

現行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条の二）

第三章 審査（第十四条 第十七条の二）

第四章 商標権

第一節 商標権（第十八条 第三十五条）

第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）

第三節 登録料（第四十条 第四十三条）

第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）

第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）

第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）

第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）

第八章 雑則（第六十八条の二 第七十七条の二）

第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

（商標登録の査定）

第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願

(国際登録出願)

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）（第二条（1）に規定する国際登録（以下「国際登録」という。））

を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二（2）条に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならぬ。この場合において、通商産業省 令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際 登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）
二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求めらる議定書の締約国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求めらる商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三条（3）の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

第六十八条の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二条 (1) に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならぬ。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

(事後指定)

第六十八条の四 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三条の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて国際登録後のもの（以下「事後指定」という。）を特許庁長官にすることができる。

(国際登録の存続期間の更新の申請)

第六十八条の五 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七条 (1) に規定する国際登録の存続期間の更新（以下「国際登録の存続期間の更新」という。）の申請を特許庁長官にすることができる。

(国際登録の名義人の変更の記録の請求)

第六十八条の六 国際登録の名義人又はその譲受人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九条に規定する国際登録の名義人の変更（以下「国際登録の名義人の変更」という。）の記録の請求を特許庁長官にすることができる。

2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとにすることができる。

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第七十条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

(通商産業省令への委任)

第六十八条の八 第六十八条の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第二節 国際商標登録出願に係る特例

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第二条

(4) に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。

)にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合には、議定書第三条の三(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記録された日(以下「事後指定の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は 名称及びその住所

商標登録出願人の氏名又は名 称及び住所又は居所

国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登録出願」という。)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

(出願時の特例)

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(出願の分割の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十条の規定

は、適用しない。

(出願の変更の特例)

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十一条及び第六十五条の規定は、適用しない。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願についての第十二条の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)
第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

(補正後の商標についての新出願の特例)

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

2 国際商標登録出願についての第十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」、「と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲

で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

- 2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。
- 3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

（国際登録に基づく商標権の存続期間）

- 第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

- 2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

- 3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

- 4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（存続期間の更新登録の特例）

- 第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第九条から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは、「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の存

続期間の更新の日」とする。

(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の規定は、適用しない。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定は、適用しない。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において読み替えて準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とす

る。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二(第五十五条の二第二項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第十五条の三(第五十五条の二第二項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例)

第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十三条第一項、第六十八条の二十五第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」と、「第七十一条第一項第一号」とあるのは、「第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一条第一項第一号、第六十八条の二十七第二項」とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額

に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

（通商産業省令への委任）

第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第三節 商標登録出願等の特例

（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）

第六十八条の三十二 議定書第六条（4）の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日（同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日）にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の

国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3| 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。

4| 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。

5| 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部（第六十八条の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。）とする。」とする。

（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）

第六十八条の三十三議定書第十五条の (5) (b) 規定により、

日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条 (1) の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をするこ
とができる。

2| 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条 (3) の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

（拒絶理由の特例）

第六十八条の三十四 第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは

、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願（第六十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「国際登録に係る商標権の再出願」という。）については、第十五条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（商標権の設定の登録の特例）

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

（存続期間の特例）

第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

（登録異議の申立ての特例）

第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録（旧国際登録に

係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。」とする。

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反してされたとき」とする。

第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であっても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

(手続の補正)

第六十八条の四十 (略)

2 (略)

(手数料)

第七十六条 (略)

一(二) (略)

三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者

(手続の補正)

第六十八条の二 (略)

2 (略)

(手数料)

第七十六条 (略)

一(二) (略)

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「審判長」、「審判官」、「審査官」又は「審判書記官」とは、それぞれ特許法（実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。）、実用新案法、意匠法（商標法で準用する場合を含む。）又は商標法に規定する審判長、審判官、審査官又は審判書記官をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による特定処分等) 第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの（以下「特定処分等」という。）については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による特定通知等) 第五条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものとする。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第二項、</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「審判長」、「審判官」又は「審査官」とは、それぞれ特許法（実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。）、実用新案法、意匠法（商標法において準用する場合を含む。）又は商標法に規定する審判長、審判官又は審査官をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による特定処分等) 第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員は、特許等関係法令の規定による処分又は審査若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの（以下「特定処分等」という。）については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 3 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による特定通知等) 第五条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八</p>

意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条（略）

一（略）

二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項であつて政令で定めるもの

2
3（略）

条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条（略）

一（略）

二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項であつて政令で定めるもの

2
3（略）

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）（附則第七条関係）

改 正 案

現 行

（特許料）
 第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

（特許料）
 第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円
第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千四百円
第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千八百円
第十年から第二十五年まで	毎年一発明につき三万三千六百円

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円
第四年から第六年まで	毎年一発明につき一万二千二百円
第七年から第九年まで	毎年一発明につき二万二千四百円
第十年から第二十五年まで	毎年一発明につき四万四千八百円

2
3
（略）

2
3
（略）

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第九条関係）

改 正 案

現 行

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年五万四千円に一発明につき三万三千六百円を加えた額

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年七千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき七千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万二千二百円に一発明につき一万二千二百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万二千四百円に一発明につき二万二千四百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年四万四千八百円に一発明につき四万四千八百円を加えた額

4

この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百円」とあるのは、「七万七千三百円に一発明（特許請求の範囲に記載され

4

この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは、「七万五千元に一発明（特許請求の範囲に記載された一

た一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）
 第五条（略）

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円
第四年から第六年まで	毎年一万八千五百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千円

発明をいう。以下この表において同じ。）につき一万二千元」と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）
 第五条（略）

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年九千五百円
第四年から第六年まで	毎年一万八千九百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千八百円

実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（附則第十一条関係）

改正案

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一請求項につき八百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年三万三千八百円に一請求項につき三千二百円を加えた額

2、3（略）

現行

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき二千円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年三万三千八百円に一請求項につき四千円を加えた額

2、3（略）

改正案

現行

（電子情報処理組織による特定手続の特例）

第六条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができないう場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続（政令で定める手続を除く。）を書面の提出により行つた者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続を除く。

（）が同項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

（磁気ディスクによる特定手続等）

第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの（以下「特定手続等」という。）については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を書面の提出により行つた者は、特許庁長官に対し、当該手続に係る書面であつて政令で定めるものに記載された事項（通商産業省令で定めるものを除く。）を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による

方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 (略)

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)

第八条 特許庁長官は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「特定手続等」という。)が書面の提出により行われたときは、特定手続(前条第一項の政令で定める手続を除く。)にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならぬ。

2
5 (略)

3 (略)

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)

第八条 特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われたときは、前条第一項の政令で定める手続にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならぬ。

2
5 (略)

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十四条関係）

改 正 案				現 行			
<p>附 則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七條第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							
第三十七條第一項	（略）	（略）	（略）	第三十七條第一項	（略）	（略）	（略）
第三十九條第一項	（略）	（略）	（略）	第三十九條第一項	（略）	（略）	（略）
第四十條第一項	（略）	（略）	（略）	第四十條第一項	（略）	（略）	（略）
第四十條第二項	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	2 第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三條	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	第四十條第二項	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	2 第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三條	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。
<p>附 則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。以下「平成十年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七條第一項の審判又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							

第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなればならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなればならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項

第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなればならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなればならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百一十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六十四条第一項

第六十条	第五十七条及び第五十八条	第五十六条第三項	第五十六条第一項及び第二項	第五十五条第二項	第四十一条	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中、「第一項第一号の場合には」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十条第二項第一号の場合には」と読み替えるものとする。
第六十条	第五十七条及び第五十八条	第五十六条第三項	第五十六条第一項及び第二項	第五十五条第二項	第四十一条	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の規定は、第二項の場合に準用する。

<p>3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七 七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書 又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧 実用新案法第四十条第五項後段の規定は、適用しない。</p>	別表第五号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六条第二項、 三百万円以下の罰金刑</p> <p>三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑</p>
	別表第九号	(略)	(略)	(略)
	別表第五号	(略)	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十六条第二項、 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑</p>
	別表第九号	(略)	(略)	(略)

特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百二十条の四第三項後段の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百三十三条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する平成十一年改正特許法第一百八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。</p> <p>5 平成十一年改正特許法第七章の規定は、第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百四十二条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>	<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する新々特許法第一百三十三条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する新々特許法第一百八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 新々特許法第七章の規定は、第二項において準用する新々特許法第一百四十二条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>

6 第二項において準用する平成十一年改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審査」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審査」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

6 第二項において準用する新々特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審査」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審査」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

改 正 案

第一条 弁理士八特許、実用新案、意匠若八商標又八国際出願若八国際登録出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又八商標ニ関スル異議申立又八裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務ヲ行フコトヲ業トス

第九条 弁理士八特許、実用新案、意匠若八商標又八特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）ノ規定ニ依ル国際出願（以下単ニ国際出願ト称ス）若八商標法ノ規定ニ依ル国際登録出願（以下単ニ国際登録出願ト称ス）ニ関スル事項ニ付裁判所ニ於テ当事者又八訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳述ヲ為スコトヲ得其ノ陳述八当事者又八訴訟代理人力直ニ之ヲ取消シ又八更正セサルトキハ自ラ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二十二條ノ二 弁理士ニ非サル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、実用新案、意匠若八商標若八国際出願若八国際登録出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項若八特許、実用新案、意匠若八商標ニ関スル異議申立若八裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理又ハ此等ノ事項ニ関スル鑑定若ハ書類若ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ）ノ作成ヲ為スヲ業トスルコトヲ得ス

2
（略）

現 行

第一条 弁理士八特許、実用新案、意匠若八商標又八国際出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又八商標ニ関スル異議申立又八裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務ヲ行フコトヲ業トス

第九条 弁理士八特許、実用新案、意匠若八商標又八特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）ノ規定ニ依ル国際出願（以下単ニ国際出願ト称ス）ニ関スル事項ニ付裁判所ニ於テ当事者又八訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳述ヲ為スコトヲ得其ノ陳述八当事者又八訴訟代理人力直ニ之ヲ取消シ又八更正セサルトキハ自ラ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二十二條ノ二 弁理士ニ非サル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、実用新案、意匠若八商標若八国際出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項若八特許、実用新案、意匠若八商標ニ関スル異議申立若八裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理又ハ此等ノ事項ニ関スル鑑定若ハ書類若ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ）ノ作成ヲ為スヲ業トスルコトヲ得ス

2
（略）

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十七条関係）

改正案

現行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇十三（略）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇十三（略）</p>
<p>十四 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）</p>	<p>十四 商標権の登録（商標権の信託の登録を含む。）</p>
<p>（略）</p> <p>付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうちからまでの登録に該当するものを除く。）</p> <p>登録の抹消</p>	<p>（略）</p> <p>商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）（第七十七条第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八条第三項（在外者の特許管理人）の商標管理人の選任又はその代理権の登録</p> <p>附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうちからまでの登録に該当するものを除く。）</p> <p>登録の抹消</p>
<p>十四の二〇四十九（略）</p>	<p>十四の二〇四十九（略）</p>
<p>商標権等の件数</p> <p>一件につき き千円</p>	<p>商標権等の件数</p> <p>一件につき き千円</p>
<p>課税標準</p>	<p>課税標準</p>
<p>税率</p>	<p>税率</p>